

熊本市バレーボール協会規約

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、熊本市バレーボール協会と称する。

第 2 条 (目 的)

本会は、熊本市バレーボール関係の統括団体として、バレーボールの普及、発展及び技術の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 3 条 (加 盟)

本会は、熊本県バレーボール協会及び熊本市スポーツ協会に加盟するものとする。

第 4 条 (事務局及び事務所)

本会の事務局は理事長宅に置き、事務所を会長の指定するところに置く。

第2章 事 業

第 5 条 (事 業)

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バレーボールの普及発展に関すること
- (2) 各種バレーボール大会の主催または後援
- (3) 指導者の育成・組織化及び指導者の招へい・派遣
- (4) 競技役員の育成・組織化及び競技役員の招へい・派遣
- (5) 代表選手の選抜・派遣
- (6) 調査及び研究
- (7) 関係功労者の表彰・推薦
- (8) 加盟団体相互間の連絡・調整及び協調
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び組織

第 6 条 (団体会員)

本会は、熊本市にあって、本会の趣旨に賛同するバレーボール各種団体をもって組織する。

第 7 条 (個人会員)

本会に、個人会員をおくことができる。本会の趣旨に賛同し、本会の普及発展に寄与する者を、本会の個人会員とする。

第 8 条 (組 織)

本会は、第6条及び第7条に定められた会員をもって組織する。

第4章 役 員

第 9 条 (役員の種類及び定数)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 参 与 若干名

- (5) 理事長 1名
- (6) 副理事長 2名以内
- (7) 常任理事 各部長、各委員長
- (8) 理事 55名以内
- (9) 評議員 登録団体各1名
- (10) 監事 2名

第10条 (役員任期及び年齢制限)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員欠員が生じた場合は、原則として補充する。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員年齢制限を定める。

第11条 (会長及び副会長)

会長は、推薦委員会で推薦し、評議員会で承認を得る。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、推薦委員会で推薦し、評議員会で承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 (顧問及び参与)

本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問・参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問機関、参与は理事長の諮問機関とする。

第13条 (評議員)

評議員は、登録団体より1名とし、評議員会を組織する。

第14条 (理事)

理事は、評議員会並びに会長指名の選出とする。

第15条 (常任理事)

常任理事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第16条 (理事長)

理事長は、推薦委員会で推薦し、評議員会で承認を得て会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の命を受けて、本会の会務を執行する。

第17条 (副理事長)

副理事長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その事務を代行する。

第18条 (監事)

監事は、理事以外から会長が委嘱する。

- 2 監事は、本会の会計の状況を必要に応じて監査する。
- 3 監事は、評議員会において、会計監査結果を報告する。

第5章 委員会及び部会

第19条 (委員会)

本会の事業を遂行するために、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導・普及委員会

- 2 各委員会の委員長及び副委員長は、理事の中から推薦し会長が委嘱する。
- 3 各委員会の委員は、各会の組織の充実を図り、定められた業務を執行する。

第20条 (部 会)

本会の事業を遂行するために、次の部会を置く。

- (1) 一般部会
 - (2) ママさん部会
 - (3) 高校部会
 - (4) 中学部会
 - (5) 小学部会
 - (6) ソフト部会
- 2 各部会の部長及び副部長は、理事の中から推薦し会長が委嘱する。
 - 3 各部会の理事は、各部の組織の充実を図り、定められた業務を執行する。

第6章 会 議

第21条 (会議の種類)

本会の重要事項を審議するため、次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第22条 (評議員会)

評議員会は、会長が招集し、毎年1回開く。

ただし、会長は必要に応じ又は3分の2以上の評議員の請求があるときは、これを招集することができる。

- 2 評議員会は、予算・決算その他重要事項を審議し、最終決定する。
- 3 評議員会の議長は、会長もしくは会長が指名した者とする。
- 4 評議員会に出席できない場合は、議長に委任することとする。
- 5 顧問及び参与も出席することができる。

第23条 (理事会)

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事、理事をもって組織し、必要に応じて会議を開き会務を執行する。

第24条 (常任理事会)

常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織し、必要に応じて会議を開き、諸事業の企画、運営等を協議する。

第25条 (会議の決議)

本会におけるすべての会議は、3分の2以上の出席がなければ成立しない。

- 2 すべての会議の議決は、その出席者の過半数を以って決する。
- 3 会議の議長は、会長又は会長指名者とする。
- 4 賛否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 5 本会規約の改正は、評議員会において3分の2以上の同意を必要とする。

第26条 (議事録)

本会のすべての会議は、総務委員会で議事録を作成の上、保存する。

第7章 会 計

第27条 (会 計)

本会の会計は、次による。

- (1) 本会へのチーム登録料及び大会参加料
- (2) 本会主催の事業収益
- (3) 補助金、寄付金、協賛金
- (4) その他の収入

第28条 (加盟登録料)

本会へのチーム登録料は、評議員会において定める。

- 2 チーム登録料は、原則として登録届と同時に納入するものとする。

第29条 (収支予算及び決算)

本会の収支予算は、評議員会の承認を得るものとする。

- 2 本会の収支決算は、総務委員会の責任において記帳・保管し、監事の監査を受け、評議員会で承認を得るものとする。

第30条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 賞 罰

第31条 (表 彰)

本会の目的達成のため、特に顕著な貢献をしたチーム及び個人を常任理事会の決議により会長名で表彰するものとする。

第32条 (懲 罰)

本会の名誉を毀損し、又は本会の規約及び決議に従わないチーム及び個人に対し、常任理事会の決議により、会長名で懲罰を課することができる。

第9章 補 則

第33条 (委 任)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任理事会で審議し会長が決定する。

第34条 (委 託)

本会の業務を遂行するにあたり、支障を来す場合は、その業務を委託することができる。

- 2 委託にあつては、契約書を交わすこととする。

付則

- 1 本規約は、昭和27年11月7日より施行する。
- 2 昭和46年4月16日 一部改正
- 3 昭和48年度より熊本県バレーボール協会に加盟する。
- 4 昭和48年4月10日 一部改正
- 5 昭和51年4月12日 一部改正
- 6 昭和56年4月11日 一部改正
- 7 平成12年4月13日 一部改正
- 8 平成14年4月19日 一部改正
- 9 平成23年3月16日 一部改正
- 10 平成24年4月 1日 一部改正
- 11 令和 4年4月 1日 一部改正

